

家賃補助の求職活動等要件整理表

- ・「離職、廃業」：法第3条第3項及び則第3条第1号
- ・「休業等（就労を目指す者）」：則第3条第2号（ただし書きを除く）
- ・「休業等（事業再生等を目指す者）」：則第3条第2号ただし書き

【離職、廃業、休業等（就労を目指す者）の求職活動等要件】

- ① （申請時等）公共職業安定所等への求職申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ③ 公共職業安定所等での職業相談（月2回以上）
- ④ 企業等への応募（原則週1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動
（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

【休業等（事業再生等を目指す者）の求職活動等要件】

- ①' （申請時等）経営相談先への相談申込み
 - ②' 自立相談支援機関での相談（月4回以上）
 - ③' 経営相談先での経営相談（原則月1回） ★裏面「経営相談先一覧」参照
 - ④' 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組（月1回以上）
 - ⑤' プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）
- 経営相談先から就労を促された場合は、公共職業安定所等での求職活動を行うことになります。

受給者の状態	支給期間中の求職活動等要件		
	（新規）1～3ヶ月	（延長）4～6ヶ月	※（再延長）7～9ヶ月
・離職、廃業 ・休業等（就労を目指す者）	①	①	① ② ③ ④ ⑤
	②	②	
	③	③	
	④	④	
	⑤	⑤	
・休業等（事業再生等を目指す者）	①'	①'	
	②'	②'	
	③'	③'	
	④'	④'	
	⑤'	⑤'	

※再延長期間中はすべての受給者において求職活動必須

経営相談機関一覧

* 相談料は無料です。

機関名	所在地	電話番号	備　考
東京商工会議所 目黒支部	目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター4階	03-3791-3351	平日9：30～17：00 事前電話予約制
東京都よろず支援拠点	港区新橋1-18-6共栄火災ビル1階	03-6205-4728	平日9:00～12:00、13:00～16:00 事前電話予約制
目黒区商工相談所	目黒区上目黒2-19-15　目黒区総合庁舎 本館1階　産業経済・消費生活課　経済・融資係	03-5722-9880	平日8：30～17：00 事前電話予約制